

居宅介護支援事業所フォルテ道越 運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 フォルテ道越
- (2) 所在地 倉敷市玉島道越1154-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員：常勤職員1名以上とし、業務の状況に応じて増員する。
なお、当該増員については非常勤の者を充てることができるが、人員の配置については、基準を遵守する。介護支援専門員は、居宅要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- 三 サービス担当者会議の開催は、事業所内その他必要と認められる場所において開催する。

四 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、少なくとも月 1 回以上必要に応じて訪問するものとする。

2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 3 キロメートル未満 100 円

二 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 3 キロメートル以上 300 円

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、倉敷市、岡山市、浅口市、総社市、矢掛町、早島町の区域とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 8 条 利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

二 事業所における虐待防止のための指針を整備する

三 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年一回以上）

2 事業所はサービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 9 条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後 3 カ月以内

（2）継続研修 年 1 回

2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人賀新会と当居宅事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。